

17. 既存木造住宅耐震改修工事等事業補助金

◆事業内容

耐震性が低い木造住宅の耐震性を向上させ、市民の尊い命、財産を守ることを目的として簡易耐震診断費、耐震改修工事を行う方に、費用を支援又は一部補助します。

◆対象となる住宅

昭和 56 年 5 月 31 日以前に完成又は工事を行った専用住宅または併用住宅（住宅部分が延床面積の 1/2 以上）の一戸建て住宅

◆対象となる人

支援又は補助の対象となる住宅の所有者または居住者（居住予定を含む）
ただし、申請者及び同居する親族で市税に未納のある方は、対象とならない場合があります。

◆支援

対象となる住宅の所有者または居住者（居住予定を含む）で、地震について不安な場合は、申し込んで頂ければ簡易耐震診断を無料で行います。
ただし、図面が無い場合は、5 千円の自己負担となります。

◆補助金額

耐震改修工事費用の 10/10 最大 280 万円

◆申請期間

毎年 4 月から翌年 3 月まで
住宅の耐震化についてのご相談は随時行っていますので、来られる場合は事前にご連絡ください。

◆申請・お問合せ先

建設部都市建築課 建築行政グループ TEL 53-8429
メールアドレス toshikenchiku@city.nanao.lg.jp